



2024 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

支援対象団体公募要領



2025 年 8 月 5 日（火）更新版

7 月 24 日（水）に公開したものに、一部追記事項有り

追記事項は赤字で記載しています。

NPO 法人青少年自立援助センター（YSC）

コンソーシアム：公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）

目次

内容

第Ⅰ編	公募について	3
1章	公募の趣旨	3
01	趣旨	3
02	休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	5
03	休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	5
04	優先的に解決すべき社会の諸課題	5
2章	支援対象となる活動	6
3章	支援対象となる団体	8
01	支援対象団体とその役割	8
02	事業の評価	9
03	申請資格要件	9
04	申請時の注意事項	10
第Ⅱ編	申請について	11
1章	申請手続き	11
01	公募期間・スケジュール	11
02	申請方法	11
03	申請に必要な書類	11
04	公募説明会・個別相談会の実施	12
2章	審査結果の通知等	13
01	審査結果の通知方法	13
02	審査結果の情報公開	13
3章	審査について	14
01	選定基準等	14
02	優先的に選定される団体	14
第Ⅲ編	選定から活動終了まで	16
1章	支援の流れ	16
01	事業期間中の主な流れ	16
02	役務提供契約及びその要点	17
2章	その他	18
	お問い合わせ先	18
	別添：コンソーシアムでの申請	19

第Ⅰ編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等¹に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構²（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、〔民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）〕に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2024 年度の公募において、当団体が採択されました。

本事業の目的は、共生社会実現のために、外国ルーツ支援の担い手を発掘し、団体の成長をサポートすることです。持続可能な支援を行える体制を持った団体が日本全国に存在し、当事者の多様化する課題やニーズに対応できるよう、ことばや学習支援以外の分野でも外国ルーツの方々を包摂可能な支援の実現を目指します。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

（１）活動支援団体

活動支援団体は、後述する（２）の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

（２）支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等（個人を含む）を指します。

（３）活動支援プログラム

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金の支援の対象や方法をまとめたプログラムを指します。

¹休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 (cao.go.jp)

²一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー

活動支援団体の制度創設の効果

活動支援団体の制度では、休眠預金等を原資とした助成金を活用した支援プログラムの実施によって、「資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）」、「民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）」の育成や運営体制の強化を目指していきます。

■ 活動支援団体の制度創設の背景と目的

目的

民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速に向けた、

- ・新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入の促進
- ・民間公益活動の担い手の自立の促進
- ・資金支援の担い手の育成・強化

活動支援団体の制度創設の背景

休眠預金活用等事業の現場の課題感として、

- ・民間公益活動の担い手の組織基盤（事業実施ノウハウ・体制・資金等）は、事業を安定的かつ継続的に実施しうる状況にあるか。
- ・地域における社会課題解決の担い手や支援のリソースは十分か。
- ・多様な地域や分野等での休眠預金等の資金のさらなる活用のための、資金支援の担い手の数や機能は十分か。

活動支援団体による支援

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかした非資金的支援（活動支援プログラム）を伴走型等で行うこと等を通じて、「資金支援の担い手」及び「民間公益活動を実施する担い手」を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・多様な主体や地域、分野等での休眠預金等の活用が進むことで、民間公益活動が活発化し、社会課題の解決が加速
- ・資金分配団体の所在空白地域の解消へ

民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・新たな担い手の発掘や育成によって休眠預金等活用事業採択後の速やかな事業着手を可能とする
- ・社会課題解決の質の向上、組織基盤の強化、事業・組織の持続性の向上

注：本公募要領において「民間公益活動の担い手」とは、既存の資金分配団体や実行団体をはじめ、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する担い手をいいます。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿³

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則⁴

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- | | | | |
|------------|---------|-----------|--------------|
| (1) 国民への還元 | (2) 共助 | (3) 持続可能性 | (4) 透明性・説明責任 |
| (5) 公正性 | (6) 多様性 | (7) 革新性 | (8) 成果最大化 |
| (9) 民間主導 | | | |

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
 - 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
 - 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
 - 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - 4 働くことが困難な人への支援
 - 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
 - 6 女性の経済的自立への支援

³ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3～4](#)

⁴ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5～8](#)

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 4 働くことが困難な人への支援
- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

の解決を目指しています。

また、以上の諸課題以外でも、社会課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられる事業を実施する団体等も、申請することが可能です。

2 章 支援対象となる活動

■事業概要ならびに実施する活動支援プログラム

項目	内容
事業名	外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業
目的	将来的な共生社会実現のための、外国ルーツ支援の担い手の発掘と団体の成長をサポートすること
事業期間	2025 年 10 月～2028 年 2 月末まで ※公募の状況や選定後の契約に係る手続き次第で開始時期が前後する場合あり ※サポートの開始、終了時期は上記事業期間内から調整
採択予定団体数	最大 8 団体
対象活動地域	日本全国 ※外国ルーツ住民散在地域や、外国ルーツ支援団体が少ない地域からの申請歓迎
対象となる団体	【対象団体】 ・外国ルーツ支援事業を強化したい団体 ・外国ルーツ支援の取り組みを本格化したい団体 ※法人格がない任意団体も申請可能だが、事業期間中に法人化を目指すことを推奨 ※個人（1 名）での申請は不可 ※コンソーシアムでの申請可能

	【支援対象団体の活動における受益者】 ・年齢、在留資格の有無、国籍を問わず外国にルーツをもつ人々 【支援対象団体が実施する活動】 ・上記の事業の受益者が対象の活動であれば、その活動内容における制限はない ※現在受益者のニーズが高いまたは、今後外国にルーツを持つ人が増加することによりニーズが高まると予想される活動・分野からの申請歓迎 【申請時から事業終了時の成長ステージ】 ○外国ルーツ支援経験がある団体 （申請時）既に外国ルーツ支援の経験がある。 （事業終了時）一定規模の資金調達や地域のステークホルダーとの支援体制の構築など、持続可能な事業運営体制を目指す。 ○外国ルーツ支援経験がない団体 （申請時） ・既に日本人向けの1,000万円以上の事業規模を有する。 ・複数事業を同時に運営できる体制はあるが、外国ルーツ支援については受益者へのリーチや支援手法に不安がある。 （事業終了時） ・外国ルーツ支援に要するノウハウが獲得でき、受け入れ体制が整っている。 ○外国ルーツ支援における中間的支援実施を希望する団体 （申請時） ・休眠預金活用事業において資金分配団体として採択されたことがない。 （事業終了時） ・外国ルーツ支援団体に対する中間的支援主体としての活動に要する準備が完了している。
支援分野 ※本事業では助成金を交付いたしません。	5つの観点から構成される活動支援プログラムを提供する。 ①組織運営 ②社会的インパクト評価 ③事業実施 ④広報 ⑤つながりづくり また、上記に加えて、個別のニーズに合わせた支援も実施。
支援対象団体 活動支援プログラムの詳細	上記の支援分野に合わせ活動支援プログラムを2025年10月末～2028年2月末まで実施いたします。 【全団体共通の提供プログラム】 ・対面研修：全3回、団体から1名の参加必須 第一回 2025年10月30日（木）・31日（金） 「横のつながりづくり」 第二回 2026年9月～10月（予定） 「活動支援プログラムに関する研修」 第三回 2027年9月～10月（予定） 「活動支援プログラムに関する研修」

	※各分野の、専門家の研修・活動支援団体による実践フォローを5か月単位のパッケージとして提供します。支援対象団体には最低1パッケージ参加していただきます。2パッケージが終了した後、上記の対面研修にて活動支援プログラムに関する研修を実施いたします。なお、事業期間のどの時期に、どのパッケージを提供するかは採択団体との打ち合わせの上、確定いたします。 ・各パッケージ例 ○組織運営パッケージ ・規定類整備支援 ・ガバナンス・コンプライアンス体制準備 ・予算策定、経理体制整備 ○社会的インパクト評価パッケージ ・事業立案および計画策定研修 ・社会的インパクト評価基礎研修 ・評価手法と実践研修 ○事業実施パッケージ ・外国ルーツへのアウトリーチ支援 ・外国ルーツ専門的研修 ○広報パッケージ ・情報発信に関するノウハウ ・情報発信実践支援 【個別ニーズへの提供サポート】 ○全般的なコンサルテーション ○専門家の紹介 ○アドバイザー派遣 ○関係者とのダイアログ機会 ○ニーズに合わせた個別研修 ○全団体共通プログラム終了後の個別伴走
--	--

※過去に活動支援団体（YSC・JCIE）が実施した**休眠預金活用事業の通常枠**にて実行団体に採択された団体は**申請対象外**とします。

3 章 支援対象となる団体

01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

03 申請資格要件

支援事業の実施、運営を複数団体が協働して協働して行う場合には、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添をご確認ください。

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。（コンソーシアム構成団体を含む）

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体・活動支援団体の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人
- 運営財源が 100%行政予算で充当されている団体、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100%を占める団体

※当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断。ただし、設立経緯、運営財源の性質等団体の特性により対象外となる場合もありますので、一度ご相談ください。

04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任6か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。
- 活動支援団体（YSC・JCIE）が本事業申請時点において実施している通常枠または緊急枠の実行団体もしくは、活動支援団体（YSC・JCIE）が過去において実施した通常枠の実行団体だった団体は、本事業に申請することは出来ません。

第Ⅱ編 申請について

1 章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（各団体 HP への公開）	7 月 24 日（木）12 時～
公募説明会の開催	【オンライン開催】 ①7 月 30 日（水）12:00-12:45 ②8 月 5 日（火）18:00-18:45 8 月中に両団体の HP 上に公募説明に関する動画を公開予定。
個別相談	7 月 11 日（金）～9 月 5 日（金） 平日 10 時～17 時
様式 6 役員名簿提出締め切り日時	8 月 27 日（水）
公募締め切り日時	9 月 8 日（月）17 時
支援対象団体の審査、内定通知	9 月下旬
支援対象団体決定、契約締結、事業開始	10 月上旬～10 月下旬

02 申請方法

当団体ホームページの支援対象団体の公募ページから、下記に示す申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、activity-support-24@npo-ysc.jp までメールにてご送付ください。※申請書類を受領後、受領完了メールを送信いたします。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます⁵。

分類	申請書類	様式	提出形式	備考
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要
	様式 2 支援対象活動計画書（概要版）	指定	Excel	JANPIA 指定様式です。 様式 2 と 3 は同じ Excel ファイルになります。 概要版のシートに記入ください。

⁵ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役務提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

	様式3 支援対象活動計画書（詳細版）		指定	Excel	様式2と3は同じExcelファイルになります。 詳細版のシートに記入ください。
	様式4 コンソーシアムに関する誓約書		指定	PDF	
団 体 ご と に 提 出 す る 申 請 書 類 *1	様式5 団体情報		指定	Excel	
	様式6 役員名簿 *2		指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出
	定款		—	PDF	
	登記事項証明書（全部事項証明書）		—	PDF	※発行日から3ヶ月以内の写し
	事業報告書		—	PDF	※過去1年分。
	決 算 報 告 書 類	貸借対照表	—	PDF	
		損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、 収支計算書等）	—	PDF	
		監事及び会計監査人による監査報告書 ⁶	—	PDF	

*1 任意団体や活動期間が短いなどの理由で、準備できない書類がある場合には事前にご相談ください。

***2 様式6 役員名簿を提出する団体は、8月27日（水）までに、様式6のみ先にご提出ください。それ以外の申請に必要な各書類は公募締め切りの9月8日（月）17時までのご提出で構いません。**

04 公募説明会・個別相談会の実施

※申請する団体は、個別相談を必須とさせていただきます。

<公募説明会の開催>

(1) 日時

公募期間中、公募要領に関する説明会をオンラインにて計 2 回開催します。

①2025 年 7 月 30 日（水）12:00～12:45

実施方法：ZOOM 申し込み者に ZOOM リンクをメールにて連絡

内容：公募説明会、質疑応答

②2025 年 8 月 5 日（火）18:00～18:45

実施方法：ZOOM 申し込み者に ZOOM リンクをメールにて連絡

内容：公募説明会、質疑応答

○公募説明に関する動画公開

2025 年 8 月中に活動支援団体（YSC・JCIE）の HP 上にて公開予定。

⁶ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

(2) 申し込み方法

当団体の HP のお知らせにて、オンライン説明会①②の申し込みフォームを公開

<個別相談の開催>

(1) 日時：2025 年 7 月 11 日（金）～9 月 5 日（金）平日 10 時～17 時

※実施希望日の前日正午までにお申し込みください。

(2) 内容：申請にあたっての疑問、質問事項などを解消

(3) 実施方法：オンライン（ZOOM）にて最大 60 分実施

(4) 事前準備：活動計画書（概要版）と（詳細版）の記入したものを申し込み時に提出

(5) 申込方法：当団体の HP のお知らせにて、個別相談の申し込みフォームを公開

(6) 留意点：

・申し込み後、実施日時の確定をご返信するフローですので、調整の時間にゆとりを持ち、お申し込みください。

・活動計画書（概要版）と（詳細版）は、申込フォームが公開されている上記のリンクからダウンロードいただけます。

・2 回目以降のご相談も可能ですが、1 回目のお申し込みの方を優先的に調整します。

2 章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し文書をメールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとします。
- 2 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体の WEB サイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- 3 JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3 章 審査について

01 選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	支援を経て、実行団体または資金分配団体として十分なガバナンス・コンプライアンス体制を整備できるか。
事業の妥当性	団体がとらえている課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、課題解決と担い手育成に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画が適切か
継続性	非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等について

申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

- 不選定の損害等

審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、以下の事項に配慮して選定を行います。

① 地域

大都市その他特定の地域や特定の団体に偏らないように配慮します。また本事業では外国ルーツ支援の不足している散在地域などを審査の際に考慮します。

②分野

特定の分野に偏らないように配慮します。また本事業では外国ルーツ支援において支援が不足している分野などを審査の際に考慮します。

第Ⅲ編 選定から活動終了まで

1 章 支援の流れ

01 事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは次のとおりです。

項目	時期（予定）	内容
オリエンテーション	2025 年 9 月 26 日（火）14 時～15 時 30 分	内定団体を対象として、本事業のスケジュール、契約までの流れ等についてのご説明等を行います（オンライン実施）
活動計画書の策定	オリエンテーション後～10 月中旬	申請時に提出する活動計画書の詳細版をもとに策定します。
役務提供契約	オリエンテーション後～2025 年 10 月中旬	策定された活動計画書に基づいて、役務提供契約を取り交わします。
対面研修①	2025 年 10 月 30 日（木）・31 日（金）	採択されたすべての活動支援対象団体のみなさんと、対面でのキックオフ・研修を行います。 （会場は東京都内予定。宿泊に伴う交通費、宿泊費は本事業において拠出したします）
支援実施（共通パッケージ①②＋個別支援）	2025 年 11 月～2026 年 8 月	採択団体と相談の上、確定した活動支援プログラムパッケージ①、②を実施します。
対面研修②	2026 年 9 月～10 月	活動支援プログラムに関する研修を行います。
支援実施（共通パッケージ③④＋個別支援）	2026 年 11 月～2027 年 8 月	採択団体と相談の上、確定した活動支援プログラムパッケージ③、④を実施します。
対面研修③	2027 年 9 月～10 月	活動支援プログラムに関する研修を行います。
事業評価・成果発信	2027 年 11 月～2028 年 2 月	本事業で取り組んだ活動の評価および成果の発信を行います。評価は団体ごと、成果発信は本事業全体での

		実施を想定しています。
定例面談	サポート期間毎月 1 回	毎月進捗に関するヒアリングや相談を行います。
進捗報告	毎年 10 月提出 (報告期間：4 月～9 月)	6 か月ごとの活動に関する進捗報告書を指定のフォーマットに沿って作成いただきます。
年度末報告	毎年 4 月提出 (報告期間：該当年度全体)	事業年度の活動に関する年度末報告書を指定のフォーマットに沿って作成いただきます。
活動報告	サポート期間終了から 1 か月後まで (報告期間：サポート期間全体)	サポート期間が終了した際、申請事業に関する報告書を指定のフォーマットに沿って作成いただきます。

02 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

- 1 進捗管理、各種報告
活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月 1 回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。
また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。
- 2 不正行為等について
違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。
なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。
- 3 支援対象団体の選定及び監督
活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。
- 4 事業の評価
休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。
- 5 シンボルマークの活用
休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク⁷を表示して

⁷ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

ください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します⁸。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします⁹。

7 選定の取消し

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

2 章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

[活動支援団体名] 主幹事団体：NPO 法人青少年自立援助センター

[住所] 〒197-0011 東京都福生市福生 2351-1

[Email] activity-support-24@npo-ysc.jp

⁸ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

⁹ これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

別添：コンソーシアムでの申請

組織・活動上の課題解決を複数団体で協働して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1 コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、支援対象活動計画書（詳細）の「実施体制」に記入してください。
- 3 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類（団体情報・役員名簿・定款）については、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
- 4 採択された場合は、役務提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
[定める内容]
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等
- 5 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として活動支援団体との役務提供契約の締結時に活動支援団体に提出していただきます。